

解約に応じないコインペンダント・トップ(継続)

- 1 受付年月日 昭和62年12月4日
- 2 相談者 神戸市 [] (24歳)
- 3 商品名 コインペンダント・トップ
アメリカ10ドル ヤングインディアン
- 4 販売価格 700,000円
既払金 400,000円
- 5 販売会社 大阪市西区立売堀1-8-1 米沢第2本町ビル
モアブレインズ(株)

6 相談概要

- (1) 62年11月21日か22日、寮に販売会社の販売員([])から電話で、「ドルフィンクラブに入っていますね。今までこれを利用して旅行や買い物をしたことがありますか。今後利用する予定はありますか」と尋ねられたので、「利用したことはない、今後も利用しないだろう」と答えた。すると[]は、「それなら払ったお金がもったいないでしょ。そのお金を取り返す方法があるので一度会ってほしい。お金を取り返す代わりに会社の手伝いをしてほしい。内容は展示会やファッションショーのお客として来てほしい。つまり“サクラ”になってほしい」と言った。お金が取り返せるならと思い[]と会うことにした。
- (2) 11月26日、梅田で[]と待ち合わせ喫茶店に入った。そこで、趣味や欲しい物のアンケートを取られた。[]は、どうしてお金を取り返せるか教えてあげると言った。その内容は、「ドルフィンクラブを運営していたユースラインは倒産したが、モアブレインズの社長([])の父親が大きな不動産会社を経営している。その人がユースラインの親会社とも取引して

いるので、その親会社からお金を返してもらえる」ということだった。

- (3) 喫茶店での話が終わり、会社の事務所に連れていかれ、財テクの話から金貨の話になり、1932年か1933年のアメリカ10ドル ヤングインディアン金貨を見せられた。[]は、「金貨は、骨董的価値があり財産になる、これに装飾をすれば300万円ほどのものになる。110万円にするから買わないか、ドルフィンクラブから弁護士費用を差し引いても35万円は返ってくるのだから買っても損はない」と購入を勧められた。途中から社長の[]も加わり、「105万円にする、何十万円かする会員権もつける」と執拗に勧められた。迷いに迷ったが「買う」と言わなければ帰してもらえないような気がしたし、財産になるなら買っても良いと欲も出てきたので契約書にサインした。支払いは12月4日までということで振込先口座のメモをもらった。この時、金貨は鑑定書をつくるので2~3週間後に寮に送ると言われた。

7 処理概要

- (1) 相談者に売り方がよくないので入金しないよう助言したが、40万円入金したとのことで、クーリングオフ未告知に基づく契約解除通知を送付した。
- (2) ところが、販売会社の顧問弁護士を通じて、訪問販売には該当しない旨の内容証明郵便が届き、この件に関して第118回苦情処理委員会(3/12)において審議した。
- (3) 委員会での示唆を受け、相談者に訴訟の意義を説明し、相談者も訴訟提起に取り組むことを決意したので、同日、中嶋委員の紹介で、後藤玲子弁護士に相談に行った。
- (4) 第119回苦情処理委員会(4/9)で訴訟援助について審議。訴訟援助を行うには苦情処理委員会によるあっせん・調停を経る必要があり、小委員会を設置することにした。

- (5) 苦情処理委員会では、市長からコインペンダント・トップの解約に関する苦情としてあっせん・調停の付託を受け(4/12)、販売会社に出席依頼を送付したが、販売会社が2度に渡る呼び出しに応じなかったため、第121回苦情処理委員会(6/11)において、あっせん・調停を打ち切り、市長に報告した。
- (6) あっせん・調停の打ち切りを受けて、神戸市民のくらしをまもる条例施行規則第10条に基づき、打ち切りとなった事実を公表することにしたが、販売会社に交渉に応じる気配が見られたので、被害回復のため、公表は先送りすることにした。
- (7) 交渉の過程において、販売会社代表者は、あと10万円出してもらってコインを受け取るか、どうしても解約をというのなら、解約料として20万円との提示を受ける。この旨相談者に伝えたところ、20万円でも返ってくるのであればそれでよい、訴訟については社会的制裁を考えたため、別の手段がとられるのであればそれでよいとの意思表示を示した。
- (8) 販売会社に相談者の意思を伝えたところ、先日の内容とは裏腹に、解約料の件については解約すると仮定しての話である、相談者とあって事実の確認がしたいので、センターへ伺ってもよいとのことで、相談者と日程の調整を行ったが、販売会社代表者と連絡が取れなくなった。

8 前回委員会以後の経過

- (1) 63年7月16日、第122回苦情処理委員会で、①申出人の意向からすれば訴訟提起は困難である、②センターから販売業者に出向き交渉し、消費者の被害回復をはかる、③販売業者に対しては、事実の公表、行政指導等の措置を取るべきである、との見解を示した。
- (2) 63年7月25日、センター職員がモアブレインズ社に出向いたところ、会社名は『インサイドプロデュース』であった。

代表者 ☐ に会い、モアブレインズとインサイドプロデュースの関係について聞くと、男性を相手にする時は『インサイドプロデュース』で、女性を相手にする時は『モアブレインズ』で商売をしているとのことであった。

☐ の言い分は「モアブレインズのことは ☐ にまかせている。今は仕事に出ていないが、大体のことは ☐ から聞いている。うちとしては何ら問題のない契約と考えている。売り方の問題については、販売員の ☐ がやめているので、言った、言わないの水掛け論になるだけだ。どうしても無条件解約をというのなら、訴訟して決着をつけてもらいたい。合意解約で返金というのなら、弁護士と相談して違約料がどれ位が適当か決めなければいけないので時間がかかる。あくまで商品を受け取ってほしい。すでに商品を仕入れているし、9月中にはこの仕事をやめるつもりでいるので、商品を受け取ってもらうのがベストだ。既払金の40万円に値引きするので、それで応じてもらえないか。それでも駄目というなら、申出人が訴訟すればよい」とのことであった。

- (3) 63年7月26日、申出人に連絡しモアブレインズの意向を伝えたところ、「返金が無理であれば仕方がない。追加の代金を支払うのであれば商品を受け取る」とのことであった。
- (4) 63年8月1日、☐ から電話があり、申出人の意向を伝えたところ「それでは手続きが済み次第、商品を送らせてもらう。鑑定書などをとるのに時間がかかるので、今から手続きをするのと盆過ぎになるだろう」とのことであった。
- (5) 63年8月9日、☐ に連絡。「申出人も盆休みを取っているので、それまでに商品を渡してもらえないか。宝石店に確かめたところ、この商品に鑑定書はつかない」と伝えたところ、「鑑定書ではなく鑑札書である。うちはいい加減な形で商品を渡したくないので、鑑札書を取り寄せ、コインに磨きを

かけるのに時間がかかっている。早く早くといっても、こちらにも手順がある。せっかく解決しかかっているのに、今更ゴチャゴチャ言って水を入れないでほしい。いい加減な形で商品を渡せば、センターというところは偽物ではないかとか、傷があるとかくもりがあるとかいって文句をいってくるに決まっている。8月中には渡せるだろう。その時にはこちらから連絡する」とのことであった。

- (6) 盆を過ぎても連絡がないので、何度も販売会社に電話するが連絡がつかなかった。8月29日、☐に連絡がついたのでどうなったか聞くと「来週中には何とか渡せるだろう。その時は連絡する」とのことであった。
- (7) 9月5日にセンター職員が販売会社に出向いたが、責任者が不在であったため、居合わせた事務員に連絡を要請したが、今日まで何の連絡もしてこなかった。

※ 9月7日、消費生活課から販売業者あて指導文書を送付。
9月10日、『生活情報』第38号にて、事実の公表を行う旨、記者発表した。

生活情報

生活情報は、くらしに役立つ知識、情報を市民の皆さんにお届けするため発行しています。

神戸市市民局生活情報センター

苦情処理委員会のあっせん調停に応じない 訪問販売会社モアブレインズ

—解約に応じないコインペンダント・トッパー—

生活情報センターでは、市民の皆様から寄せられる消費生活に関する苦情相談を受け付けています。それらの苦情相談の中から、特に必要のあるものについては神戸市消費者苦情処理委員会で斡旋または調停を行います。販売業者などが理由もなく委員会による呼び出しなどの指示に応じず、斡旋又は調停が打ち切られた場合は、消費者保護の見地から、苦情の内容などを公表できることになっています。

今回は、販売業者のモアブレインズ（株）が、同委員会の二度にわたる呼び出しに対し、理由もなく応じなかったために、斡旋、調停が打ち切られましたので、その苦情の内容及び処理経過の事実についてお知らせします。

1. 受付年月日 昭和62年12月4日
2. 相談者 神戸市中央区 A子さん（24歳）
3. 商品名 コインペンダント・トッパー（アメリカ10ドル、ヤングインディアン金貨）
4. 販売価格 700,000円 既払金400,000円
5. 販売会社 大阪市西区立売堀1-8-1 モアブレインズ株式会社
6. 相談の内容

お金を取り返してやると電話で呼び出す

昭和62年11月21日頃、神戸市中央区にお住まいの看護婦A子さん（24歳）の寮に、モアブレインズという会社の販売員の男性から電話がかかってきました。

この販売員は、どういうわけかA子さんが以前ドルフィンクラブという会員クラブに加入契約していたことを知っており、「ドルフィンクラブに入っていますね。どうせ利用していないでしょう。それなら払ったお金がもったいない。お金を取り返す方法を教えてあげるから、一度会って欲しい。」と言うので、A子さんはこの販売員と会うことにしました。

財テクのためにと金貨の購入をせまる

それから5日後、A子さんは梅田で販売員と待ち合わせて喫茶店へ行き、販売員から「ドルフィンクラブを運営している会社は倒産した。モアブレインズ社の社長の父親が大きな不動産会社を営んでおり、顔が利くので倒産した会社の親会社に言えばお金を返し

てもらえる」との説明を受け、その後、大阪市西区にあるモアブレインズ社の事務所へ連れていかれました。

その事務所では、財テクの話から金貨の話になり、1930年代の発行というアメリカの10ドル・ヤングインディアン金貨を見せられました。販売員から「金貨は骨董的価値があり財産になる。宝石店で買うと300万円位するが、原価に近い110万円にするから買わないか」と勧められ、困っていると途中から社長という男性も加わって「105万円にしてあげる。ドルフィンクラブから35万円取り返してやるから70万円支払えばよい」としつこく勧められました。「買う」と言わなければ返してもらえないような気になり、また時間も3時間近くたっていたので、とうとう契約書にサインしてしまいました。

入金しなければ裁判にするとおどす

A子さんは契約書にサインしてからも、本当に価値がある物か、買うか買うまいか迷っていましたが、契約したときに「会社で納得して契約した以上、解約はできない。入金しなければ契約不履行で裁判になる」と言われていたことが気になり、とりあえず手元にあった40万円を入金してしまいました。

7. 処理の経過

訪問販売ではないと解約に応じず

迷ったすえ、解約しようと思ったA子さんは、12月4日、生活情報センターへ相談に來られました。話を聞いたセンターでは契約書を検討した結果、電話で呼び出して商品を販売する、いわゆるアポイントメント商法による契約にもかかわらず、クーリング・オフの告知がなされていなかったため、それを理由にA子さんに契約解除通知を出すよう助言するとともに販売会社と交渉するため再三電話を掛けましたが、「責任者がいない」と言うばかりで全く連絡がつかせませんでした。そうするうちに今年1月15日、販売会社の代理人と名乗る弁護士からA子さんあてに「本件契約は訪問販売法の指定商品ではなく、また事務所での契約であるから訪問販売に該当しないので解約はできない」と言ってきました。

あっせん・調停に付託

センターでは、モアブレインズ社と連絡が取れず交渉が進まないため、4月12日、神戸市消費者苦情処理委員会にあっせん調停を付託しました。しかし、モアブレインズ社は同委員会からの2度にわたる呼び出しにも応じず、また納得のいく欠席理由の意思表示もないので、やむなくあっせん調停は打ち切りました。

電話での呼び出しにはくれぐれもご注意を

モアブレインズ社は、販売目的を隠して消費者に電話をかけるいわゆるアポイントメント商法で、喫茶店などに呼び出した後会社へ連れて行き、財テクなどの話をしながらコインペンダントを売りつけています。この会社から電話で呼び出され、うまい話をされた時は安易に誘いに乗らないようにくれぐれもご用心ください。

消費生活についての苦情・相談は

市民局生活情報センター（☎371-1221）または各区消費生活相談所へ